

議会だより

VOL.56

5月議会

令和元年8月発行

みなべ



堺漁港ヒラメの稚魚放流



米作り体験

- 補正予算など
全11議案を議決！
- 2人が一般質問！



上南部小学校プール開き

一般会計補正予算

介護・福祉センター関連を中心に
1億1,900万円を追加！

介護予防センター土地購入、保健センター前道路改修工事など

提案された11議案を原案通り可決！

5月定例会が5月13日から21日までの9日間の会期で開催された。

第1日目には、まず小谷町長が開会に当たりあいさつを行い、5月1日よりスタートした新年号「令和」が、国書である万葉集の中で歌った梅の花より引用された事に触れ、これを機に更に梅を食べる健康で長生きできる町、梅の魅力を全国にPRしたいと力を込めて語った。また、会期中に道路改良工事契約関連などについて追加議案を上げる事も説明し、協力を要請した。

その後、みなべ町税条例の一部を改正する条例など専決処分の承認、さらに小谷町長より今回提案された各議案について提案理由の説明を受けた。

第2日目には一般質問を行い、2議員が登壇した。町道東岩代パイロット線斜面崩落箇所早期復旧や町内の危険個所の再点検実施、今年度の職員募集・採用のあり方などについて、町政をただした。

最終日には、各条例案の審議や一般会計・特別会計に関する補正予算案、町道小山田大塚線・大塚中線等の道路改良工事請負契約関連等について担当課長等より説明を受け、質疑が行われた後、採決され、提案された11議案を原案通り可決した。

また、議員派遣、各委員会での閉会中の事務調査を承認して、閉会した。

主な条例の一部改正の内容

みなべ町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

児童扶養手当法における児童扶養手当の支給制限の適用期間について、現行の8月から翌年7月を、11月から翌年10月までに改正されたことにより、みなべ町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例を、県の改正と同様に11月から翌年10月に改正するものです。この条例は、令和元年8月1日から施行する。

みなべ町へき地保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

本町においては、認可保育所の設置基準に満たない少人数の岩代のひかり保育所、清川保育所については地域に即した保育運営を行える、へき地保育所として設置しています。

本年10月からの保育料無償化にともない、3歳児以上の保育料は無償となります。それに向けての改正で、無償化に関しては詳細が決まり次第、規則を改正し、周知を図っていきます。この条例は、令和元年10月1日から施行する。
※ P6に関連資料を掲載。

5月議会の

補正予算

項目	補正額	主な内容	総額
更衣室の設置や Wi-Fi 環境整備するためにインターネットの配信設備を設置。国庫支出金 905 万円が交付される。 一般会計	1 億 1,973 万円	介護予防センター土地購入 2,609 万円 保健福祉センター前道路改修工事 2,370 万円 地籍調査事業費 1,667 万円 梅の里スポーツライミング施設改修工事 1,090 万円 ゆうゆう館浴場改修工事 1,017 万円 埴田芋畑農道整備工事 1,000 万円 住宅耐震改修補助金 (8 戸分追加) 932 万円 公用車 (マイクロバス) リース料 84 万円	町内約 9ヶ所ある、町が借りている土地の賃借料軽減のための購入費用。年間 104 万円が軽減されます。 90 億 8,373 万 3,000 円 ボイラーの改修と、老朽化した大浴槽をデイサービス利便性向上のため、福祉施設用個別浴槽を 3 基設置
国民健康保険特別会計	保険税額 ▲ 5,000 万円 繰入金 + 5,000 万円 会計全体としては増減なし	国民健康保険税の負担軽減のため繰越金より充当 うち 医療給付費分 2,500 万円 後期高齢者支援金分 1,500 万円 介護納付金分 1,000 万円	総額は 18 億 8,241 万 6,000 円 (増減なし)

みなべ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

基準課税額の限度額 (医療分)	58 万円 → 61 万円
後期支援分	19 万円変わらず
介護分	16 万円変わらず
賦課限度額の合計	93 万円 → 96 万円

医療分の所得割は	100 分の 4.47 → 100 分の 4.43
資産割は	100 分の 15.50 → 100 分の 15.00
後期高齢者支援均等の所得割	100 分の 1.24 → 100 分の 1.19
資産割	100 分の 6.00 → 100 分の 5.50
介護納付金の資産割	100 分の 5.70 → 100 分の 5.20

5 割軽減に該当する世帯について減額する額を定めています。被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき加算する額を 27 万 5,000 円から 28 万円への改正です。軽減対象世帯の拡大。

2 割軽減に該当する世帯について減額する額を定めています。被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき加算する額を 50 万円から 51 万円への改正です。軽減対象世帯の拡大。

この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

6 ページの負担モデルを参照

専決処分 「みなべ町税条例等の一部を改正する条例」

●改正の背景と条例の主な内容

- ◆平成31年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が3月29日に公布され、4月1日から施行
- ◆住民税の住宅ローン控除の適用期間の延長、手続きの要件緩和の改正
- ◆本年10月から消費税が10%になる関係で、軽自動車のグリーン化特例に関する税制が改正



ここがポイント

・ふるさと納税をした場合

ふるさと納税をした場合、住民税の控除対象となるには、総務大臣の指定が必要になったことによる改正です。令和元年6月1日以降に支出された寄附金について適用となります。税控除を受けるためには、地方公共団体が総務大臣の指定を受けることが必要となりました。

・消費税が10%になると

令和元年10月から令和2年12月までに居住を始めた場合は、住宅ローン控除が3年間延長され13年間になります。

・児童手当の支給を受けている場合

児童の父、または母のうち、婚姻をしていないもの、配偶者の生死が明らかでないものを単身児童扶養者と言います。扶養親族申告書にその旨を記載すれば、所得が135万円以下の場合、個人住民税の非課税措置が受けられるようになります。令和3年度以降の個人住民税について適用されます。

・軽自動車税のグリーン化特例について

平成31年4月1日から令和3年3月31日までに取得した、電気自動車、天然ガス自動車は75%の軽減が受けられます。

排気ガス規制の達成度によって50%軽減、25%軽減が受けられます。

軽四輪乗用自家用車の自動車税は10,800円が、14年目から12,900円になります。

自動車取得税が廃止になり、県税の「自動車税の環境性能割」と市町村税の「軽自動車税の環境性能割」の二つに分かれます。



補正予算の専決処分

平成30年度みなべ町一般会計、公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計それぞれの補正予算については、3月31日に会計年度が終わるための措置です。

歳入歳出それぞれ2億7,425万1,000円を減額し、補正後の予算総額はそれぞれ97億9,920万3,000円です。

歳入は、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債を減額しています。

歳出は事業の実績に伴う精算、補助事業費の確定による減額、財源更正等を行なっています。

一般会計補正予算

老人福祉費 公有財産

購入費(2609万3千円)

◎ 介護予防センター土地購入費となっているが、あたり27,400円の算定の根拠、または、基準となる物の説明を聞きたい。

Ⓐ 介護予防センターの用地買取り価格は、土地鑑定士にお願いをして標準価格に変動率をかけた31年度分の評価額で出している。



ゆうゆう館浴槽改修工事請負費(1017万4千円)

◎ 非常に痛みの激しい浴槽の改修という事だが、写真を見る限り床の方も傷みが、激しいと感じたが、その辺は考えなかったのか。また、今後予定はないのか。

Ⓐ 床の方は、大理石作りになっており写真写りが悪いが状態は悪くない。そういった判断で改修の必要性は、今のところ考えていない。

防災対策費

住宅耐震改修補助金(932万8千円)

◎ 住宅の耐震改修工事だが、5戸から8戸を追加し13戸に増えた為の増額だが、実際どういった改修工事に使われているのか。今後改修工事が必要と判断されれば、補正でアップしていく予定はあるのか。また金額的に、上限はあるのか。

Ⓐ 耐震診断をした結果が、基準値を下回れば改修になる。また31年度から基準値に満たない場合、撤去の後、建て替えも可能。限度額は最大116万6千円。広報誌においては5月号に掲載している。

一般管理費 公用車リース料(840万円)

◎ マイクロバスが新しくなるというのは、排ガス規制により規制クリアの為という事は理解しているが、購入ではなくリースにした経緯の説明を聞きたい。

Ⓐ リース料の考え方は、普通業務に使う公用車と比べた時、マイクロバスは高額になり財政状況を考えた時、単年度でなく複数年の方が負担が少ないとの判断でリースにさせて頂いた。

◎ 購入に関して、反対と言っているのではなく予算化される中で、こういった経緯で進んで話し合われたのか。根拠になる資料等を提示できる様な方向性を今後お願いしたい。

Ⓐ 今後、高額な物品購入に際し、積算資料等、事前に説明資料として提出するよう努めたい。

保険福祉センター管理費

センター前道路改修工事請負費(2370万円)

◎ センターを利用される方の安全確保を図る為の工事で、必要性は理解しているが、より通行量が増え、危険性が高まる。その対策は。

また、工期についてはいつ頃これが完成するのか。

Ⓐ ラインなどを工夫させてもらいまして、看板も徐行とか付けさせてもらいまして、対策を考えたいと思います。

工期につきましては、秋頃からの発注となりますので、おそらく年度内の3月頃になると考えています。



国民健康保険税条の一部改正

◎ 賦課限度額の合計(国民健康保険と介護保険、後期高齢者の支援金と合わせた額)は93万円から96万円に3万円の増額となっていますが、昨年から10年間かけて県下統一をする作業の

一貫なのか。それとも町独自の対応なのか。

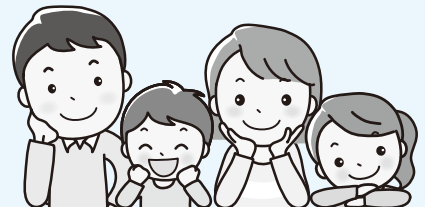
A 賦課限度額の増額については、所得のある人に多少負担をして頂きたいと言う、地方税法の改正の流れによるものです。

Q 今後、県内の協議会等で統一の方向で年々増額の方角に進むと思うが、行政の立場からすると前もって町民に知らせる必要があるのではないか。

A 賦課限度額については、多分地方税法の改正に合わせて、今後も多少は上がっていく。納付金は過去3年間の所得の平均を基に算定されているが、みなべ町の場合は平成28年ぐらいから所得が伸びて、今年も納付金が6,800万円ぐらい増えている。そのため、今年も補正予算で5,000万円を投入して、急激な負担増にならないように対応させて頂いた。

参考

平成31年度みなべ町の『国民健康保険税』の負担モデル



単身世帯

所得 33万円以下

(介護保険負担あり)

固定資産税負担なし

平成30年度負担額 23,800円

平成31年度負担額 **23,800円**

夫婦2人世帯

所得 100万円

(介護保険負担あり)

固定資産税負担なし

平成30年度負担額 142,900円

平成31年度負担額 **142,300円**

夫婦2人子供2人世帯

所得 300万円

(介護保険負担あり)

固定資産税負担 5万円

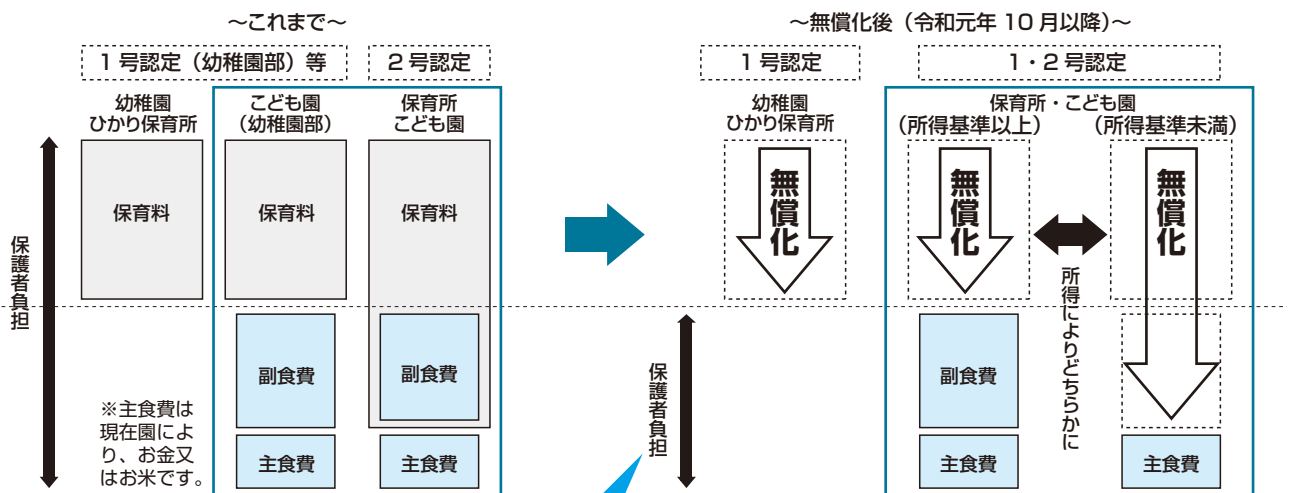
平成30年度負担額 379,500円

平成31年度負担額 **376,400円**

※負担額は、所得金額、固定資産税額、世帯構成等によって変わります。詳しくは、税務課でご確認ください。

参考資料

利用料無償化に伴う3～5歳児の保育料の変更イメージ



全ての利用者の負担額がこれまでより減額となります！

副食費無償化
所得基準

市町村民税所得割
①幼稚園・こども園 (1号) 77,101円未満
②保育所・こども園 (2号) 57,700円未満



一般質問

町政を問う!

2 議員が登壇

P 9

玉井伸幸議員

- ① 新規職員の募集・採用の在り方について

P 8

出口晴夫議員

- ① 町道東岩代パイロット線での斜面崩落を受けて町内危険個所の再点検実施と「災害が生じる前に対策を施す未然防止への転換」を

議会の動き

- | | | | |
|-------|-------------------------|-----------|------------------------------|
| 4月1日 | 岩代地区招魂祭 | 5月8日 | 議会運営委員会、全員協議会、県山村振興対策協議会(議長) |
| 4月5日 | 日高郡町議会議長会定期総会 | 5月9日 | 産業建設常任委員会 |
| 4月8日 | 広報特別委員会 | 5月13日～21日 | 令和元年第2回定例会 |
| 4月13日 | 広報特別委員会 | 5月16日 | 日高町議会、村山町議会視察対応(議長) |
| 4月15日 | 上南部地区招魂祭 | 5月21日 | 産業建設常任委員会 |
| 4月16日 | 清川地区招魂祭 | 5月22日 | 和歌山県町村議会議長会総会 |
| 4月17日 | 高城地区慰霊祭、広報特別委員会 | 5月24日 | 紀南環境広域施設組合例月検査(副議長) |
| 4月18日 | 日高郡町議会全議員研修会 | 5月28日～29日 | 正副議長研修会 |
| 4月19日 | 町会計例月検査(原田議員) | 5月29日 | 町会計例月検査(原田議員) |
| 4月22日 | 産業建設委員会 | 6月12日 | 梅振興議員連盟総会(真造議員) |
| 4月23日 | 紀南環境広域施設組合例月出納検査(玉井副議長) | 6月21日 | 紀南環境広域施設組合例月検査(副議長) |
| 4月25日 | 南部地区招魂祭 | 6月25日 | 町会計例月検査(原田議員) |
| | | 6月28日 | 由良町議会視察対応(議長) |

防災

質問

答弁

東岩代パイロット線の斜面崩落

危険個所の再点検実施と早期復旧・説明会を望む

年度内の復旧を目指し、他の危険個所の点検費用を来年度、国に予算要望



質問 5月5日の未明に、

町道東岩代パイロット線で斜面崩落が発生しました。

幸い、今回の崩落では、人的被害を免れることができたが、改めて、災害の発生を予測することの難しさを実感しました。

しかし、今回の事象は東岩代パイロット線だけのことなのでどうか。町内の各地区で、岩盤の風化や崩落防止のために吹きつけられたモルタル・コンクリート面に亀裂が入った箇所を

多く見ます。早期に再点検の実施と、危険性の高い箇所につきましては専門家に

よる詳細な調査をお願いしたいと思います。災害が生じてから対策を施す災害再発防止への対応から、災害が生じる前に対策を施す未然防止への方向転換を図る時期に来ているのではないのでしょうか。町長の考えは、

町長 今回の崩落箇所は幅30メートル、高さ約30メートルにわたりモルタル法面が崩落し、手前側のブロック積み及びのり面にも亀裂が入っている状況です。大きなのり面崩壊は仮設的な対策では防ぎ切れないのではないかと考えています。本現場の復旧につきましては、雨量不足により災害復旧事業に該当しないため、

「災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災したがけ崩れ」として、県内でもほとんど例がない災害対策等緊急事業推進費の申請に向けて担当課で既に

測量調査設計の準備作業に入っています。調査・事業申請が順調に進めば10月秋ごろ発注を行い、年度内に完成の見込みと思っています。

町内の他の危険箇所の再点検については、国で義務づけられている重要構造物の橋梁及びトンネルの長寿命化対策としての点検、修繕が優先されますが、来年度、主要道路の町内法面等を対象に、国の道路法面工総点検



実施要領に基づき、防災点検費用を予算要望する予定です。平成9年度に実施した主要13路線の点検結果も参考にしながら順次点検を実施したい。

現場周辺ではいよいよ梅の収穫作業も始まります。東岩代の農家の方々には、期間中通行止めにより多大なご迷惑をおかけしますが、安全第一であることをご理解いただき、ご協力よろしくお願い申し上げます。

再質問 予算や工法、それから工期を決定した後に、

速やかに関係者への説明会を実施していただきたい。
町長 既に現場調査に入っていますが、今後の流れ等につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

計画が固まり次第、地元で説明会を実施!

建設課長 災害対策等緊急事業推進費という事業は、県内の旧高野口町で1件行った程度で、今回の申請時期は7月下旬までで、審査が順当に進めば、9月中旬には予算配分が決定される見込みです。補助率は50%、残りは町負担ということですが。

今回の場所は一部切り立っている部分の勾配がきつかった表面的な崩壊と思われるのですが、今の段階でこういう工法になりますということは、住民の方に説明するのはちょっと無理なんです。その辺は、ある程度国の方と協議が固まり次第、工事の実施時期も含めて住民に説明会を実施させていただきます。

行政 質問 答弁

職員採用の在り方に改善を
子細に検討し、改善にとりくみたい



採用試験の進め方に疑問を感じ、力所が散見されるが

質問 昨年、町広報誌7月号で一般事務職3名、保育士・幼稚園教諭2名が募集され、その結果事務職2名、保育士等3名が採用されているが、なぜか。

町長 試験の結果、一般事務職の求める基準に達していた2名を採用した。要項には、基準に達しない場合は

は順位にかかわらず不合格としており、これに準じた。一方、保育士等では達している者が多く、保育の需要増を踏まえ3名とした。過去、募集数より採用数が増えたり、逆に下回ったりしており、今後は募集に「何名程度」と表記すべきかと思う。

再質問 ①一般事務職の募集を3名としたなら、欠員分のもう1名を追募集するのが本来ではないか。そうすれば、一層優秀な人材も期待でき、町にとっても有益なはず。近隣ではこうした追募集を行っているところもある。なぜ追募集しなかったのか。

②7月募集の2カ月後に保健師とスポーツ指導員の2

名の募集が広報誌9月号に出された。これらをなぜ7月募集の際に一緒に扱わなかったのか。

③7月募集では一次試験で2種類の筆記があり、二次で作文及び面接が行われた。一方9月募集では、履歴書と作文の事前提出による書類審査を経て、小論文、面接がある。一見すると9月募集のほうがハードルが低く感じられる。この相違はどうしてか。

町長 ①事務職を2名としたまま追加募集しなかったのは、退職者を再任用することになったことや臨時職員による補充を想定したため。

②募集を7月、9月の2回に分けたことに特段の理由

があったわけではないが、専門職の募集要項作成に若干時間がかかった。

③9月募集では、専門的な資格や経験が必要としており、事務処理的な業務上の一般教養・知識など、経験に基づく知識や業務に対する心構えなどを確認することを重視した。そのため、7月、9月間で内容に相違が出た。

再々質問 今回の採用試験では疑問の湧く箇所が散見され、やはり改善の余地があるのではないか。なお一層の改善に努めてもらいたい。

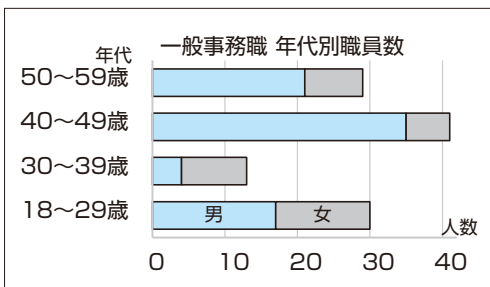
また、社会人経験者を採用してはどうか。庁内へのいい刺激が期待され、またU・Jターンやインターンなど本町への移住等につながる可能性も。さらに、現在の職員の年

齢構成は、30代の少なさが際立っておりいびつな状況となっている。社会人経験者の採用は、この点からも意義があるのではないか。

社会人経験者の採用について考えてみたい

町長 次年度の募集に向けては、細心の注意を払って、改善の余地のある部分については改善に努めたい。

30代職員が少ないのは、町村合併後採用を控えたことが影響している。社会人経験者の採用はメリットが期待できる。導入の形として30代の社会人を対象とするほか、年齢制限をなくすことも考えられる。また、技術職が非常に不足しており、これも検討に加えつつ周辺の状況も加味しながら検討したい。



また、技術職が非常に不足しており、これも検討に加えつつ周辺の状況も加味しながら検討したい。



追跡調査

議員からの一般質問や議会での議論の内容、各委員会が提言した内容がその後どうなっているのか、町民の皆さんの疑問に答えるコーナーです。

平成30年4月(総務文教委員会)

問 二子の里老人憩いの家は、「風呂場の老朽化に伴い利用の休止や休館するのでは」と不安の声が聞こえるが。

町長 温泉効果により介護予防にも繋がる。当面は補強、延命措置を図り利用をして頂き、代替え施設の候補地を、検討したい。

平成 29 年 第 3 回定例議会

問 空き家対策利用状況。粗悪なコンクリートブロック等の撤去、位置確認は。

町長 空き家対策の補助率は3分の2、上限は60万円。危険個所の把握はそれぞれ地区の自主防災会と確認していきたい。



結果、こうなりました



平成30年10月に423万で浴室棟、基礎棟の修繕工事が完了。

温泉利用が基本と考える事から、代替えの候補地に難航している状況。

安全な高台、温泉利用が可能な候補地確保に努めたい。



大阪北部地震でのブロック塀倒壊事故を受けて、危険個所（コンクリートブロック撤去）に対する補助を1メートルあたり、最大9千円の2分の1（高さ、延長の上限はなし）新設については1㎡あたり最大1万2千円の2分の1に広げた。

●空き家対策利用件数

平成29～30年 24戸（内、倉庫-2戸）

●コンクリートブロック撤去件数

平成30年～令和元年 18件

詳しくは役場総務課迄 TEL 72-2015

総務文教常任委員会

『みなべ町手話言語条例』制定

その後の状況把握でアンケート調査を実施！



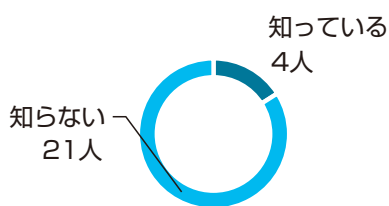
「防災放送システム」のデジタル化に合わせて、
ライン・メールで防災・行政情報の提供を当局に要請

平成30年12月第4回定例会で、議員提出議案である「みなべ町手話言語条例」が可決・制定されました。その後、

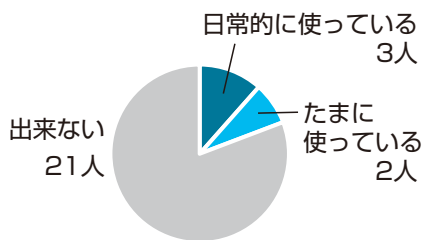
委員会で条例制定後の取組方向について調査し、まずは聴覚障害者手帳を持たれている方（54名）にアンケート調査を実施しました。今回、その結果を受けて、令和4年頃に整備される「防災放送システム」のデジタル化に合わせて、LINE・メールで防災情報や行政情報を提供する方向で担当課に協議要請しました。

また、今回の結果を住民の皆様にも知ってもらい、手話会話の必要性を理解して頂くと同時に、庁内全ての課に手話通訳できる職員の派遣・配置を求めていく事で意見がまとまりました。

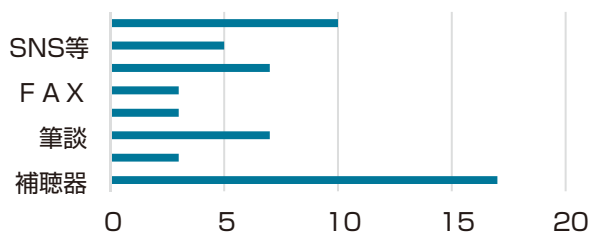
①手話言語条例が制定された事を知っていますか



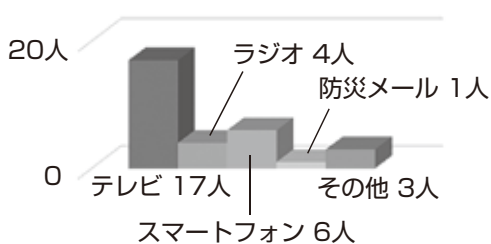
②手話の利用状況



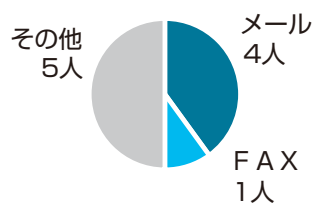
③普段利用しているコミュニケーション手段は（複数回答可）



④防災情報の取得手段は



⑤今後、防災情報取得の希望手段は



⑥身体障害者への生活用具給付事業の申請が出来る事を知っていますか



産業建設常任委員会

- 4月22日に梅の機能性勉強会
- 5月9日に梅の作柄調査
- 5月21日に土捨て場視察
- 6月2～4日に青梅トップセールス

梅の機能性勉強会

4月22日、和歌山県立医大・宇都宮洋才先生をお招きして、梅の機能性についての勉強会を行いました。

先生は梅の機能性研究の第一人者であり、昨年先生が出演されたテレビ番組により、梅干が爆発的に売れたというのは記憶に新しいところです。

先生が梅の機能性研究を始められた経緯から、これまでの多くの成果、現在の取り組み、今後の課題等について、2時間半熱く語って頂きました。生の研究の話が聞け、非常に有意義な勉強会になりました。



梅作柄調査

5月9日、うめ課課長、職員と共に、海岸部、平野部、山間部と町内全域の19地区、24園地の梅の作柄調査を行いました。

パイロット等は例年以上に豊作、山畑や沿岸部は例年以上に不作、園地による差が非常に大きいとの結果でした。総じて不作傾向と思われまます。

特に沿岸部では昨年台風による塩害の影響で顕著な不作園が多く見られました。枝の枯死もあり、来年以降も心配です。

また、病害虫による被害は例年より少なく、心配したひょう被害も軽微でした。

東神野川土捨て場

5月21日、東神野川の土捨て場を建設課課長、職員と共に視察しました。

土砂流出の危険性があり、その回避が検討課題になっていました。前回視察

以降に大型土のうが設置され、危険性はかなり軽減されたことを確認しました。

土砂はこれ以上搬入しない予定とのことでしたので、地権者と地域の協議のうえ、安全対策を講じるように申し入れました。

青梅トップセールス

6月2日から2泊3日の行程でみなべ梅対策協議会青梅市場訪問を町長、うめ課長、職員、産建委員長が行いました。

東一宇都宮青果、東京豊島青果、東一東京青果、福岡大同青果、広印広島青果の5か所をこの順序で訪問し、歓待して頂きました。

市場での声は「例年になく出荷量が低調、小玉傾向にあり苦慮している。みなべの南高梅は大玉というのが売り」「青梅は青いダイヤ、短期間の付き合いだ、責任を持って販売させて頂きます」「一番の願いは安定供給、生産量維持。そのため後継者不足、労働力不足



福岡大同青果にて

をどうにか克服して欲しい」「とにかく完熟、大玉が好まれる、黄変した梅への理解も広がってきている」「香港、台湾、シンガポール、アメリカ西海岸へも輸出している。日本料理店で季節商品（装飾）として需要がある」というもので、青梅への期待の大きさを改めて実感しました。

それからどの市場でもJA梅愛隊の皆さんによるジュースや梅干し作り講習会は大好評で「消費拡大に大いに貢献してくれています」ととても感謝して頂きました。

事務組合施設の紹介② 『紀南環境広域施設組合』

紀南地域の広域廃棄物最終処分場の建設が進む



15年間で19万8,000m³の埋立て処分を予定



処分場の完成予想図

「田辺市ごみ処理場」への委託で
処理費用が年間4,400万円の削減！

今回、紹介する紀南環境広域施設組合は、田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町の紀南地域10市町が事業主体となって平成25年に設立されました。

国では、ごみ焼却施設の広域化と併せて焼却灰等を処分する最終処分場の広域的な確保を各自治体に促してきましたが、紀南地域では産業廃棄物を処理する施設がなく、また一般廃棄物

の最終処分場を保有する市町もいずれは満杯になることから、新たな最終処分場の確保が緊急の課題となっていました。

組合では協議を重ね、田辺市ごみ処理場に近い稲成地区に設けることで地元への理解も得ることができ、2021年の供用開始を目標に工事が始まりました。完成すれば、計画面積約15ヘクタールに15年間で約19万8000m³の廃棄物が埋め立て処理される予定です。

紀南環境広域施設組合

平成31年度みなべ町負担金

- 総務費負担金 58万7千円
- 衛生費負担金 1,915万8千円
- 合計 1,974万5千円
- (全体負担金 10億469万円)

※負担金は、廃棄物の発生量や各市町ごとの均等割などで計算されています。



田辺市ごみ処理場

また、ゴミの焼却処理については、みなべ町では平成30年4月より「田辺市ごみ処理場」に委託しています。それまでの約4年間は、すさみ町の施設で処理を委託していました。田辺市の施設の大規模な改修工事が完了したのを契機に、焼却処理を委託することとなりました。委託先の変更に伴って平成30年度では約4,400万円の処理費用を削減することができました。

同施設は、平成8年より稼働しており、鉄筋コンクリート造で延床面積5,427m²を誇り、一日の処

理能力は150t、煙突の高さは実に50mもあります。

施設の特徴として、ゴミを燃焼した時に出る排ガスのばいじんを高性能の集じん装置で最小限まで取り除くことができます。

ちなみに、みなべ町が田辺市に焼却委託した量の約10%を焼却灰等の最終廃棄物とみなして引き取り、山内地区の最終処分場へ埋め立てています。そして、ここでの処分が満杯になったあと、稲成地区の新しい最終処分場に運ぶことになっています。

田辺市ごみ処理場への委託費 平成30年度みなべ町負担金

- 業務委託契約金額 4,193万円
- 業務委託数量
 - 焼却処理分 2,217t
 - 破碎処理分 102t

議会広報モニター

を募集します！



■「議会広報モニター」とは

この制度は、議会広報に関して、見やすく、わかりやすい広報を目指し、広く皆さまからご意見を頂き、紙面の充実を図るための制度です。

また、必要に応じて議会・行政に関する意見を聴取し、議会運営や広報紙の紙面の充実に役立てます。

■募集者数

10名程度

■募集期間

令和元年8月1日から令和元年9月30日まで

■応募方法

みなべ町ホームページの「議会広報モニター募集欄」からご応募ください。
(<http://www.town.minabe.lg.jp/>) にアクセスして、「議会広報モニター新規応募」をクリックしてください。

「応募申込フォーム」に氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、応募の抱負など必要事項を入力の上、9月30日までに応募（送信）してください。

※ご応募いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律に従い、適正に取り扱います。

また、電話での応募も受付ますので、議会事務局（72-1334）まで電話をおかけください。

■応募資格

町内に居住する18歳以上（令和元年9月30日現在）の方で、インターネットを容易に利用できる方を歓迎します。

■選考基準

年齢、性別、地域等を考慮して決定します。

■モニターの選考・委嘱

(1) 選考結果は、令和元年10月上旬に、内定者にお知らせいたします。

なお、選考に漏れた方にはお知らせいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(2) モニターの委嘱は、「モニターとしてお守りいただく事項」に同意し、承諾書を提出された方に委嘱通知を交付して行います。委嘱期間は、委嘱の日から令和2年9月30日までです。

■モニターの仕事

モニターには、インターネット又は郵送を通じて、次のことを行っていただきます。

(1) みなべ町議会広報委員会が提示する「アンケート調査」に対して回答していただきます。

(2) 上記(1)以外に、必要に応じて議会・行政に関するご意見・ご要望を「随時意見」として提出していただくことがあります。

■モニターへの謝礼

モニターに対して、すべての「アンケート調査」が終了した後、その協力に応じて年間3,000円程度の図書券をお渡しします。

■個人情報の取り扱い

会広報モニターへの応募やモニターとしての活動を通じて、ご提供いただいた個人情報については、議会広報モニター制度に必要な範囲内でのみ利用します。また、その管理や利用にあたっては個人情報の保護に関する法律に従い取り扱いには細心の注意を払います。

■お問い合わせ先

みなべ町議会事務局

・電話番号：0739-72-1334

・FAX：0739-72-1335

在宅福祉グループ
『みなべ町給食ボランティア』

アラカルト



昭和58年から活動スタート！

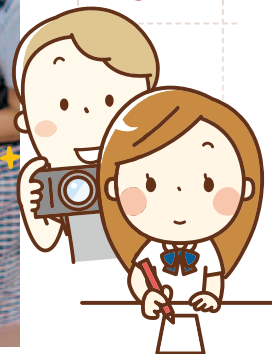
四コマ漫画

高齢者ドライバー編



作 プラたん

安心感と共に高齢者に給食を届ける



在宅福祉事業の一環として昭和58年11月11日の「愛の日」、社会福祉協議会の女性理事の提案から女性たちが自発的に立ち上げました。長い歴史のある「給食ボランティア」活動であり、高齢者の利用者から大変感謝されています。

当時、ひとり暮らしのお年寄りの孤独死が社会問題になっていて、手作りの栄養バランスのとれたお弁当を届けるとともに、一人ではない安心感を届けたいという思いが、高齢者の安否確認につながり、地域で重要な活動となっています。

現在、4班編成で30名のボランティアが活動され、利用者は8名、昨年実績は74回活動・652食配食です。特色として、利用者の声を参考に、各班で計画を立て自分たちで買い物し献立を決めます。栄養士指導・保健衛生にも十分気をつけています。

2011年の災害時、日高川町へお弁当での支援活動を行いました。今後も、災害ボランティア活動に繋げていけたらと考えているとのこと。

●活動内容 週2回配食／火曜日・金曜日

問い合わせ／みなべ町役場 健康長寿課 (TEL 74-3337)

みなべ町地域包括支援センター (TEL 74-8065)

ちょっと
気になる...
みなべ
の
あれこれ
あれこれ



『みなべ町の梅産業の創始者』

内中 源蔵

梅の収穫作業もほとんどの地域で終了しました。

「令和」と言う年号の由来が、梅に関係しただけに最初の作柄に注目されたが、昨年の台風による塩害や降雨不足も重なり、思った以上に作柄は良くなかったようです。

しかし、現在の梅産地の基礎を創ったとされる内中源蔵の碑が南部梅林の入り口、子こ殿神社の前にしょうとくひ頌徳碑が建てられているのを、どれだけの町民の皆さんが知っているだろうか。源蔵氏は1865（慶応元）年5月、山田村（現晩稲）に内中家の長男として生まれました。青年時代から事業家を志し、30代で紺屋を始めましたが、日清戦争後の経済の変化を読み、梅の将来性に賭けようと決心しました。明治34年、私財を投じて熊岡の扇山を買い取り、4haの土地を開墾し、そこに親戚の内本徳松が発見した優良種を植え付けました。また、これまで村外の梅商人が加工していた梅干しを、自ら村内に加工場を建て、生産と加工を一手に行う経営に着手し成功をおさめました。

やがて、この梅畑経営の方法は上南部一帯に広まり、みなべ町の梅栽培が大きく飛躍する基礎となりました。その偉業を称え、毎年2月11日に梅まつりが行われています。

9月議会 予告

9月に町議会定例会を開催します。

9月4日(水)開会(予定)

お問い合わせは 議会事務局 (☎ 72-1334) へ

みなべ町議会だより No.56

令和元年 8月1日発行

発行 みなべ町議会

編集 議会広報特別委員会

〒645-0002

和歌山県日高郡みなべ町芝 742

TEL 0739-72-1334

FAX 0739-72-1335

編 集 後 記

令和初の地震や台風が5月、6月と襲いきましたが、これから先、自分たちの地域にも被害を及ぼす可能性が高くなっています。行政も災害に強い町、被害者ゼロを目標に様々な取り組みを行っていますが、しかし忘れてならないのは皆様の防災に対する危機感です。

まず強い揺れを感じたら高台避難。河川の増水に対しては地域に指定された避難場所、警報や避難指示が発令された場合「自分は大丈夫」ではなく、皆さんで声を掛け合い避難する事が被害を少なくし、自分や家族を守る事にも繋がります。日頃から「もし災害に襲われたら先ずどうすべきか？」と意識を高め、それぞれの安全対策に努めましょう。

広報特別委員会

宮崎 繁幸